

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十六条の三第一項第十二号の規定に基づき、昭和四十五年建設省告示第千八百二十九号の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

建設大臣 中山 正暉

題名を次のように改める。

火災時に生ずる煙を有効に排出することができる排煙設備の構造方法を定める件

前文中「ために必要な排煙設備の構造の基準」を「ことができる排煙設備の構造方法」に改める。

第二号口中「耐火構造若しくは」を削り、「甲種防火戸若しくは乙種防火戸」を「建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する防火設備」に改め、同号八中「バスダクト」を「裸導体バスダクト又は耐火バスダクト」に改める。

第三号中「六百ボルト耐熱ビニール電線」を「六百ボルト二種ビニール絶縁電線」に改める。

附 則

この指示は、平成十二年六月一日から施行する。